

YUBISUI NEWS

No. 96
2020

【特集】澤田社長が行く！ ぶらり神楽坂



TOPICS

税制改正大綱速報

社労士からのアドバイス

新規採用時のトラブル回避

司法書士の目の付けどころ

自筆証書遺言作成の注意点

コンサルの現場から

M&Aセカンドオピニオン業務とは？

贈与事例

税務署から通知が…



ゆびすいグループ



ごあいさつ

ゆびすいグループ代表
澤田 直樹

新年、明けましておめでとうございます。

平素は、当グループに格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は元号が変わり新たな門出を迎えることができましたが、災害の多い一年になってしまいました。被害に遭われた皆様には、謹んでお見舞い申し上げると共に、1日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

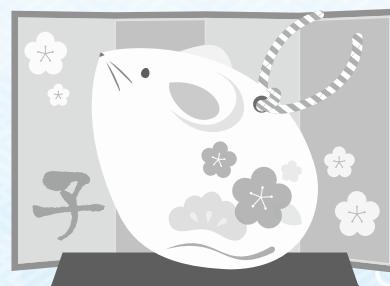
私どもがサポートさせていただいている経営の分野におきましては、昨年は AI・RPA 領域での動きが活発であったと感じております。「働き方改革」という政府の方針も相まって、IT やシステムを利用しての「生産性向上・業務効率の向上」が本格的に始まった 1 年だったのではないでしょうか。弊社も社内にて RPA の対策チームを立ち上げ、社内の業務効率化に取り組むと共に、将来的にはお客様にもノウハウをご提供できるよう取り組みを始めました。

さて、2020 年は東京オリンピックが開催されます。素晴らしい大会になることを期待すると共に、経済の活性化への影響も切に願っております。

私共としましては、方針として「コミュニケーションの充実」を掲げ、担当者がより深いコミュニケーションをお客様と取らせていただく事は元より、社内の人間同士がより密に連携を取る事により、グループとして顧問先様に提供できる全体価値の向上に取り組む所存でございます。

本年もお客様のさらなる繁栄のために、メンバー全員で努力し続けて参りますので、今後ともご支援、ご鞭撻賜りますよう心よりお願い申し上げます。

本年が皆様にとりまして良い一年でありますよう祈念いたしまして新年のご挨拶といたします。





新規採用時のトラブル回避



特定社会保険労務士
山本 裕貴

はじめに

人材不足が叫ばれて久しい中、新規採用で人員を確保することに苦労している会社様も多いと思います。中には応募してきた人については、全員採用せざるを得ない状況が発生している会社様も多く見受けられます。

しかし、残念ながら採用された中で問題社員になってしまう方がいることもあります。問題社員となりそうな方をすべて面接で見抜くことができれば一番いいですが、実際にはそうはいかないことが多いかと思います。従って、今回は自分の会社を守るために、「トラブルを回避するため、会社が対応すべき事」を記載していきたいと思います。

事前対策

採用をする前に、以下の書類を最低限、整備しておきましょう。

① 就業規則、その他諸規定

最新の法改正に対応し、また内定取消の条件や試用期間の定め(本採用取消の要件を含む)、解雇要件の定めをしておきます。

② 雇用契約書、労働条件通知書

どちらも採用時、法的に必要な書類になります。記載しておかなければいけない項目も法律で定められていますので、要件を満たしているか確認しておきます。

③ 各種誓約書類、身元保証書

法的に必要な書類ではありませんが、入社時に書類を取っておくことにより、本人に会社で働いてもらう上での遵守事項等を明確にします。

万が一問題社員が現れたら…

① 面談を行い、能力向上について手を尽くした証拠を集める

採用から1ヶ月経過時、面談を行い本人に改善点を指摘していきます。その際、文書で指摘点と面談結果をまとめたものを本人に渡し、証拠を残しておきましょう。

2ヶ月経過時にも、同様に面談を行い、指摘点と結果をまとめ、残しておきましょう。

② 会社の意向を伝える

試用期間満了日より2週間以上余裕をもって、本人に試用期間満了での解雇を通知します。面談で指摘した事項が改善されず、会社として本採用をすることが難しい旨通知します。

まとめ

人を採用するということはビジネス拡大のチャンスにもなり、メリット面は大きいです。しかし違う考え方をもった人が会社に入ることにより、今まで起きていた労務問題が発生する引き金にもなります。労務問題は長期化する傾向にありますので、今一度、採用する際の体制について確認しておきましょう。

令和2年度 税制改正大綱速報



はじめに

令和元年12月12日に令和2年度税制大綱(以下、「本改正」)が発表されました。本改正では、投資を行うと税制面で優遇するなど、貯蓄よりも投資にお金を使ってほしいという政府の意図が垣間見られました。

iDeCoは加入期間が現行の60歳から65歳まで延長となりました。企業型確定拠出型年金は60歳から70歳まで延長になっています。これは高齢化社会に進んでいく中で老後資金として公的年金のみでなく、個人で老後資金を確保してほしいとの意思ではないでしょうか。

また、過年度より議論されていた寡婦控除における「婚姻歴の有無による優遇措置適用の有無」や「ひとり親の男女間における優遇税制の不公平」を一部是正しており、公平な課税を実現させるような改正となっております。

主な改正内容について

1. 所得税

(1)未婚のひとり親に対する税制上の措置

昨年の改正では、住民税についてのみ非課税枠を広げるという中途半端なものになっていました。本改正では所得税についても、次の要件すべてを満たす場合には所得控除35万円が適用されます。

①その者と生計を一にする子(所得48万円以下であるものに限ります)を有すること

②合計所得金額が500万円以下

③事実婚でないこと※

※具体的には住民票に、未婚の妻(夫)その他これらと同一の内容である旨が記載されていないこと

本改正は令和2年分の所得税について適用されます。

(2)寡婦控除の見直し

現行制度では、同じひとり親でも性別によって寡婦(夫)控除の適用の有無が変わっていました。本改正により完全ではありませんが、男女間の不公平は縮まったと言えます。

【本改正内容】

①扶養親族その他生計を一にする子を有する寡婦について寡夫と同じように、合計所得金額が500万円以下であることが要件に追加されます。

②生計を一にする子(所得48万円以下であるものに限ります)を有する寡夫について、控除額が35万円に引き上げられます。

③寡婦(夫)の要件に事実婚でないことが追加されます。

本改正は令和2年分の所得税について適用されます。

(1)及び(2)の改正内容を図にまとめると下記の通りになります。



単位: 万円

寡婦控除(女性)						
配偶者との関係	死別		離婚		未婚※追加	
本人の合計 所得金額	500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超
扶養 親族 (子)	改正前	35	27	35	27	—
	↓	↓	↓	↓	↓	↓
扶養 親族 (子以外)	改正前	27	27	27	27	—
	↓	↓	↓	↓	↓	↓
扶養 親族 無	改正前	27	—	—	—	—
	↓	↓	↓	↓	↓	↓
扶養 親族 無	改正後	27	—	—	—	—
	↓	↓	↓	↓	↓	↓



単位: 万円

寡夫控除(男性)						
配偶者との関係	死別		離婚		未婚※追加	
本人の合計 所得金額	500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超
扶養 親族 (子)	改正前	27	—	27	—	—
	↓	↓	↓	↓	↓	↓
扶養 親族 (子以外)	改正前	—	—	—	—	—
	↓	↓	↓	↓	↓	↓
扶養 親族 無	改正前	—	—	—	—	—
	↓	↓	↓	↓	↓	↓
扶養 親族 無	改正後	—	—	—	—	—
	↓	↓	↓	↓	↓	↓

(3)国外扶養親族の要件見直し

本改正では、所得要件の判定において国内源泉所得が用いられているために、国外で一定以上の所得を有している親族でも控除の対象とされているとの指摘を踏まえてのものになります。

最近では研修生制度により、外国人雇用が増加し、国外に住んでいる親族を扶養とするケースが見受けられますので、過去の改正内容も踏まえてご紹介します。

ゆびすいグループ

税理士

天谷 翔



【平成27年度税制改正内容】

非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は下記の書類が必要になりました。

- ①親族関係書類
- ②送金関係書類

※国外に留学している子どもについても、その留学が1年以上継続するものである場合は、国外扶養親族に該当します。

【本改正内容】

年齢30歳以上70歳未満のものであって次のいずれにも該当しない者については、国外扶養親族に該当しないことになります(扶養控除の適用を受けることが出来なくなります)。

- ①留学により非居住者となった者
- ②障害者
- ③その居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

されます。

(2)居住用賃貸建物の取得に係る仕入税額控除の適正化

賃貸用建物に係る消費税について還付を受けるor受けないについては、以前より国税庁が改正により規制し、納税者が他の方法を模索するというイタチごっこになっています。

本改正には、金等の売買を繰り返し行うことで課税売上割合を高め、消費税の還付を狙うというスキームを封じるもので、本改正により賃貸用建物について、住宅の貸付けに要する場合は一切の消費税還付が認められなくなります。



2. 法人税

(1)連結納税制度のグループ通算制度への移行

連結納税制度は企業グループ内での損益通算や税額控除など多くの税制上のメリットがある反面、グループ内の1社に修正があった場合に、グループ企業のすべてにおいて修正申告又は更正の請求を行う必要があり、実務上の煩雑さから適用が見送られているとの指摘がありました。

本改正で1社に修正があった場合には、その1社についてのみ修正申告又は更正の請求を行うことになります。

3. 消費税

(1)消費税の申告期限延長

現行制度において法人税は申告期限を延長することは出来ますが、消費税は同様の措置がなく原則通り決算日から2月以内に申告を行う必要があります。そのため、法人税申告書作成時に消費税の修正事由が確認されたときは、消費税の修正申告又は更正の請求を行う必要があり、実務上煩雑なものになっていました。本改正では消費税について、法人税と同じ期限延長が認められることになりますので、そのような煩わしさが解消

おわりに

ページ数の都合で割愛しましたが、他にも「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設」や「国外不動産の不動産所得に係る損益通算等の特例」などがあります。

ご興味がございましたら、ゆびすいHPにて
「税制改正速報」を公開しておりますので、
ご覧いただければ幸いです。

ゆびすい・税制改正

検索



善国寺



神楽坂通り

澤田社長 が行く 第2回

ぶらり神楽坂

東京支店 山中 涼右

ゆびすい東京支店の最寄駅である飯田橋駅から徒歩5分に位置する「神楽坂」

14世紀頃に光照寺周辺に牛込城を築いたのが発展のはじまりです。

「牛込」(うしこみ)と呼ばれ寛政4年(1791年)に移転してきた善国寺の周辺に茶店が軒を連ね、

今でも表通りの商店街のほか、趣豊かな料亭街や、飲食店街で賑わっています。

また、尾崎紅葉や夏目漱石などの文人から愛された街としての歴史が今なお残っています。

今回はそんな風情溢れる神楽坂の街並みを紹介したいと思います。

「牛込橋」を渡るとメインストリートである「神楽坂通り」にたどり着きます。

両脇には新しく出来たお店から古くからある老舗までさまざまなお店が立ち並びます。

神楽坂は、全国的にも稀な逆転式一方通行となっており、自動車などの進行方向が午前と午後で逆転します。

午前中は「坂上→坂下」(早稲田側から飯田橋側へ)ですが、午後は「坂上←坂下」となります。

日蓮宗の寺院「善国寺」、さらに進むと4コマ漫画でお馴染みの「コボちゃん」の銅像があります。これは、作者である植田まさしさんが神楽坂地域に35年以上居住しており「コボちゃん」も連載初回の原稿が神楽坂で書き上げられた「神楽坂生まれ」であることが由来しているからです。



「兵庫横丁」



「芸者小道」

コボちゃんの銅像



表通りから路地に入ったところにある「横丁」では表通りとは違った風景であるためつい迷い込んでしまいたくなります。今でも芸者を取りまとめる事務所や三味線の稽古場が存在する「芸者小道」や戦国時代に武器商人が住み「兵庫」(武器を入れておく倉庫)があったとして名付けられた「兵庫横丁」などがあります。

当日は、街並みを散策した後、メイン通りから1本横に入った「神楽坂 坂の花」さんにて、私山中と社労事業部前田くん、東日本事業部塩井さんの計3名をお誘い頂き、「若手と飲む会」を開催しました。澤田社長が過去に東京事業部で勤務されていた時の苦労話を聞きしたり、私たち若手の日頃の仕事の悩みから、プライベートの相談へのアドバイスまで頂戴し、非常に楽しく充実した時間を過ごすことができました。



若手の悩みを聞いてくださって澤田社長ありがとうございました！

次回「澤田社長が行く」にもご期待下さい。

東京事務所からのお知らせ

東京事務所では、昨年事務所の会議室を拡大しセミナーの参加人数枠を拡大しております。また今年度からは、公益法人のお客様の相続対策に注力すべく相続税の専門家を大阪から東京事務所に移動させると共に、登記業務にも注力すべく司法書士を1名増員した新体制を敷いております。

ご相談やセミナーなどで、東京事務所まで足をお運びいただく機会が御座いましたら、是非神楽坂の雰囲気もお楽しみ下さい。





自筆証書遺言 作成の注意点

ゆびすいグループ 登記事業部
司法書士 飯田 むつみ

2018年の相続法改正によって、2019年1月から自筆証書遺言の方式が緩和されました。では、実際に自筆証書遺言を作成する際にはどのような点に注意したらよいのでしょうか。今回は、その点について簡単にご説明したいと思います。

改正の内容

まず、自筆証書遺言とは、原則として遺言者が、遺言書全文と、日付及び氏名を自書し、これに押印をして作成するという形式の遺言です。公証人の関与が不要で、費用がかからず作成できるといった点で、公正証書遺言とは異なります。

今回の法改正で変わった点は、要件①のところで、必ずしも「全文」について自書する必要がなくなったということです。今まででは、具体的な財産の内容も含めて全てについて自書により作成する必要がありました。特に高齢者にとっては、全て自書により作成しなければならないというのは、かなり負担が大きかったといえます。

そのため、自筆証書遺言に遺産や遺贈の対象となる財産の目録（財産目録）を添付する場合には、その目録については自書を要しないこととされました。

このように、方式の緩和により、自筆証書遺言を利用しやすくなったように感じられるかと思いますが、実際に作成するとなると注意しなければならない点もいくつかあります。

次に、この注意点について詳しく見ていきたいと思います。

▶ 自筆証書遺言の要件 ◀

- ① 全文の自書
- ② 日付の自書
- ③ 氏名の自書
- ④ 押印



自書によらない財産目録を添付して自筆証書遺言を作成する際の注意点

まず、自筆証書に自書によらない財産目録を添付する場合、その目録の全ページに署名及び押印をしなければなりません。例えば、遺言書本文を自書により、財産目録をワープロやパソコンにより作成したとします。この場合、本文の末尾に署名・押印するとともに、財産目録の1ページごとに署名・押印が必

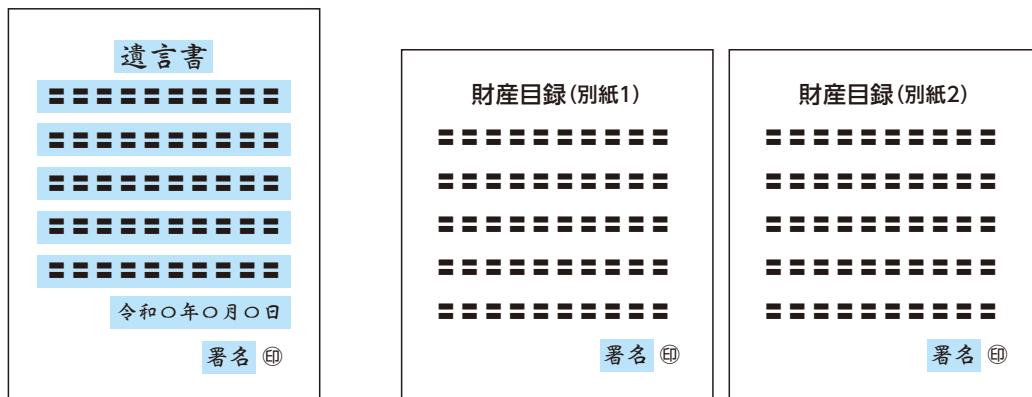
要になります。

もし遺言書本文に署名・押印があっても、財産目録の署名・押印が抜けていると、不備のある遺言書となってしまいます。

また、財産目録が両面に記載されている場合は、その両面に署名・押印しなければなりません。

さらに、自書によらない財産目録を添付する場合、本文の記載がされた用紙とは別の用紙を用いて財産目録を作成する必要があります。本文と同一の用紙に財産目録を印刷して遺言書を作成することは認められません。

なお、財産目録の記載内容については特段の規定はないため、財産を特定することができれば有効なものとして取り扱われることになります。しかし、事後の紛争を防止するためにも、疑義が生じないような記載をする必要があります。



※ の部分につき、自書による必要があります。

自書によらない財産目録を訂正する際の注意点

自筆証書遺言を変更する際、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければなりません。これは、自書によらない財産目録の変更についても同様です。つまり、訂正した

い箇所を適宜の方法で訂正した上で、「本目録第三行目中、二文字削除、二文字追加」のように、訂正する旨の文言を付記した上で署名し、さらに訂正箇所に押印する必要があります。

まとめ

自筆証書遺言は第三者の関与なしに気軽に作成することができるというメリットがありますが、一方で、遺言者本人がきちんと制度を理解して作成しなければ形式不備となり遺言書としての効力が認められなかったり、相続人によって偽造・変造がなされるおそれがあるというデメリットもあります。

そして、今回の法改正により、作成の際の手間は多少軽減したとは言えますが、決して手続きが簡単になったというわけではないということを理解していただきたいと思います。

より確実にご自身の意思を残すためには、やはり公正証書遺言が最も確実であるといえるでしょう。

司法書士法人ゆびすい登記センターでは、遺言書作成に関するお手伝いをさせていただきますので、いつでもお気軽にご相談ください。



M&Aセカンドオピニオン業務とは？

今回は、一昨年度からニーズが高まっている、標題の業務についてレポートをさせて頂きます。M&Aとはご存じの通り、企業・事業の買収や合併のことです。2005年前後に業界で大きな事件が起り、それを機に世間に周知がなされました。

当時は「敵対的M&A」と呼ばれる、強引な株式の取得による経営権の掌握・グループへの編入などが多く行われた時代で、世間一般的には非常に印象の悪い事柄でした。この敵対的M&Aは世にいう大企業や、ボーダレス（国境を超える）での案件が多かったのですが、世間的な悪印象が強まつたことと、リーマンショックの影響で、図1のように件数は大幅な減少へ

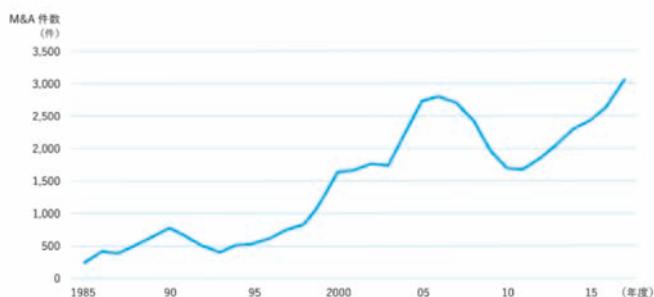
と推移を見せました。

しかし、その後2012年頃から件数は再度増加傾向を見せ、近年もその傾向は続いています。近年の増加要因は、中小企業の事業承継としての案件数が増えてきていることが主な要因となっています。

中小企業の事業承継案件が増えてきている要因を、少しマクロな視点で見てみましょう。現在の日本の大きな課題として、「中小企業数の減少と、経営者の高齢化」があげられます。統計データによると、1999年に約480万社あった中小企業は現在では100万社以上減少していると言われています。また

図1

M&A件数の推移(1985~2017)



『2018年版 中小企業白書』「M&A件数の推移」より作成

図2

中小企業・小規模事業者の経営者の2025年における年齢

70歳未満
(約136万人)

70歳以上
(約245万人)

このうち約半分が
後継者未定

経営コンサルティング事業部
M&Aシニアアドバイザー
石川 泰令



経営者の高齢化も進んでおり、政府の試算では「2025年には中小企業の経営者の2/3近くが70歳以上となり、しかもそのうち約半数の120万社の後継者が未定」となっています。(図2参照)

これらの現状を放置すると、2015年～2025年の累計で、約650万人の雇用と、22兆円のGDPが失われる可能性があると言われており、中小企業への依存度が大きい日本の経済にとって、事業承継対策が非常に大きな課題となっています。

話を戻すと、この課題を解決すべく近年のM&A市場は「中小企業の外部承継案件」が非常に増加しており、それらが図1の近年の件数の増加に繋がっています。

上記の説明だけだと、良い傾向のように感じますが、現場では様々な問題が起こっています。その中で現在私が感じている課題は大きくは下記の2点となります。

①大企業と違い、一生に一回のM&Aである。

中小企業同士のM&Aですが、売り手側にとっては初めてのM&Aとなるケースが大半を占める為、そもそもM&Aに対する知識をお持ちでないことが一般的です。知識がない状況で、一生に一度の大きな取引をすることになるわけですから、当然

大きな負担と不安をお抱えになることになります。

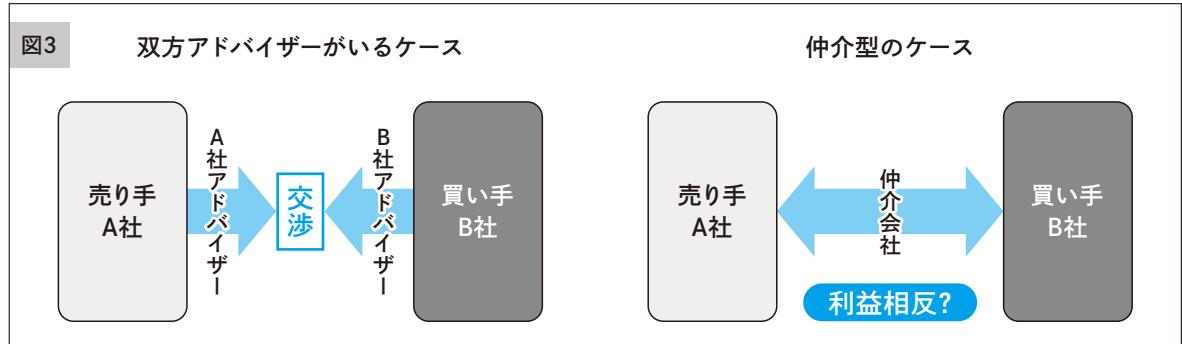
②大企業と違い、双方にアドバイザーがつく形でなく、仲介型で行われる。

2つ目の課題は、仲介型で行われることです。より正確に申しますと仲介型で行われることにより、「利益相反になるのではないか?」という不安を経営者様がお持ちになる事が課題です。図3のように規模の大きいM&Aの案件は双方アドバイザーがつくケースが多く、交渉が行われ譲渡金額が適正に決まっていく事になります。

それに比べ、近年増加している中小企業同士のM&Aでは仲介業者からの紹介案件が多くなっていますが、この紹介業務は、当然ですが一歩間違えれば利益相反にあたる可能性があるという事が課題となります。

上記の2つの課題の解決の為に、近年では仲介型案件のセカンドオピニオンとして業務のご依頼を多数いただいております。

仲介会社を信じ切る事ができれば良いのですが、「知識もあまりないし、この金額で売るのが正しいのか?またこの金額で買って良いのか?判断に困る」というお客様がいらっしゃいましたら、是非お声がけ下さい。



住宅ローン控除と住宅取得資金贈与の 非課税制度を併用したら

贈与事例



相続専門部
山村 幸太

税務署から通知が…

ケース

税務署から平成27年分の所得税の確定申告について、申告内容の是正と、追加で税額を納める旨の通知がありました。私は同年に、銀行からの住宅ローンと祖母から贈与を受けたお金で、住宅を購入しています。この贈与については、住宅取得資金等の非課税制度を適用しました。

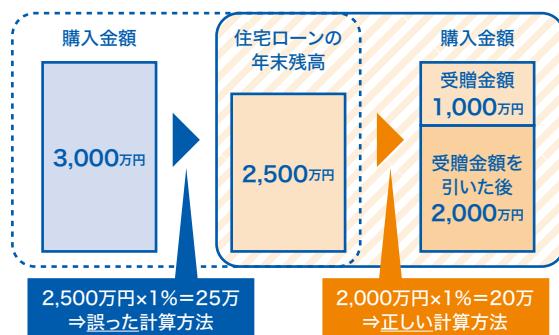
上記ケースの 手続き

住宅ローン控除額の算定について修正申告をするとともに、
追加で税金を納める必要があります。

～具体例(住宅ローン控除額の算定)～

- 住宅の購入金額: 3,000万円
住宅ローンの年末残高: 2,500万円
- 住宅ローン控除の控除率: 1%
- 住宅取得資金贈与の非課税制度を受けた金額: 1,000万円

※受贈金額…贈与を受けた金額



平成25年～28年分の所得税確定申告書を提出した納税者について、住宅ローン控除額が誤って計算されていました。従前は税務署もミスに気付かず見逃していましたが、今後は重点的にチェックされますのでご注意下さい。会計検査院からの指摘により最大で約1万4,500人について申告誤りの是正が必要と発覚しました。是正を要すると見込まれる納税者に対しては、所轄の税務署から、申告誤りのあった内容の是正と不足分の税額の納付についての通知が届いています。

～自宅の買替時にも要注意～

「自宅を売却」して新たに「ローンを組んで自宅を購入」した場合には注意が必要です。



居住年及び居住年の前後2年間については併用不可
⇒有利な方を選択適用

- ①自宅を売却
⇒3,000万円の特別控除の適用
- ②ローンを組んで自宅を購入
⇒住宅ローン控除の適用

こちらについても税務署がミスを見逃していたのですが、今後は重点的にチェックされますのでご注意ください。

不動産の売買時には様々な税務の特例が存在します。

ミスをしないためにも、取引をされる前に弊社担当者にご相談ください。